

土地改良法（昭和24年法律第195号）第53条の4第2項において準用する第52条の2第1項の規定により、豊浜町土地改良区の土地改良事業（（横断道関連）単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）大西地区）の換地計画を変更することについてについて適当とする旨決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和2年1月6日から同年1月27日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造